

次世代 IT 労務月報



発行者・文責

社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-0404 岐阜県本巣市春近 261 番地

電話：090-2944-6028

FAX：058-227-4742

e-mail：inoue@next21it-sr.com

HP：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げについて
- ◆年金を増やす手段①
- ◆労務 Q&A
- ◆届出の提出期限について

● 月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げについて (4/1 改正)

1. 割増賃金率の引上げ

2023 年 4 月 1 日から中小企業も時間外労働が 1 箇月 60 時間を超えた場合に割増賃金率が 50% に引き上げられます。

60 時間を超えた時間帯における割増賃金率の取扱は下記のとおりです。

通常の時間外労働の場合	時間外割増賃金率 50%
深夜の時間外労働の場合	深夜割増賃金率 25% + 時間外割増賃金率 50% = 75%
法定休日労働の場合	法定休日割増賃金率 35% (法定休日に行った労働時間に関しては含まれませんがそれ以外の休日に行った法定外労働時間は含まれます。)

時間外労働が多い事業所は負担が増えることながら、今後は、時間外労働を削減する努力が必要になってきます。割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則や労働契約の変更が必要となる場合もあります。

2. 代替休暇制度について

月 60 時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。導入にあたり、下記の 4 項目の具体的な内容を記載した労使協定が必要です。

① 代替休暇の時間数の具体的な算定方法

例：代替休暇の時間数 = (1 箇月の法定時間外労働時間数 - 60) × 換算率

換算率 =

代替休暇を取得しなかった場合に支払うこととされている割増賃金率

- 代替休暇を取得した場合に支払うこととされている割増賃金率

② 代替休暇の単位 → 1 日、半日、1 日または半日のいずれか

③ 代替休暇を与えることができる期間

法定時間外労働が 1 ヶ月 60 時間を超えた月の末日の翌日から 2 ヶ月以内の期間で与えることを定めて下さい。

④ 代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日

取得するかどうかは労働者に委ねられているため注意して下さい。

● 年金を増やす手段①（付加年金）

付加保険料を支払っていた人は、老齢基礎年金を更に上乗せした付加年金を受け取ることができます。対象者は**自営業者等の第1号被保険者及び65歳未満の国民年金の任意加入被保険者です**（サラリーマンや被扶養配偶者等（第2号、第3号）は対象外）。

国民年金保険料に加えて**毎月400円の付加保険料**を支払えば、付加年金が生涯上乗せされます。しかも2年で元がとれるため、とても有益な保険です。付加年金の額の計算式は下記の通りです。

付加年金の額（1年分の受給額）＝200円×付加保険料納付済期間の月数

付加年金を1年かけると**2,400円**、満額の40年かけると**96,000円**が年間で上乗せされます。但し、保険料を免除・猶予されている者及び国民年金基金の加入員、65歳以上の特例による任意加入被保険者は付加保険料を支払うことはできません。付加保険料は、申し出をした月以後支払うことができ、途中で納付を辞退することも可能です。また、保険料を前納することができ、口座振替納付やクレジットカード納付の選択も可能です。住所地の国民年金の窓口申し出れば、手続きができます。



● 労務 Q&A

Q パートやアルバイトの定期健康診断については正社員と同様に1年に1度以上受けなければいけないのでしょうか。

A 1年以上引き続き使用されている人（正社員等）又は有期雇用であって契約期間が1年（特定業務は6か月）以上、契約更新により1年以上の使用が予定されている人が対象となり、さらに1週間の労働時間数が同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上であることの要件も満たす必要があります（2分の1以上～4分の3未満の場合は、実施が望ましいとされています）。

● 届出の提出期限について

労働保険と社会保険関係の書類に関する提出期限について代表的なものを一覧表にしましたので参考にいただければと思います。

労働保険・雇用保険		社会保険関係	
届出	期限	届出	期限
保険関係成立届及び適用事業所設置（廃止）届	成立・設置（廃止）の日の翌日から起算して10日以内	新規適用（全喪）の届出	事実があった日から5日以内
雇用保険被保険者資格取得届	事実のあった日の属する月の翌月10日まで	被保険者資格取得届	事実があった日から5日以内
雇用保険被保険者資格喪失届	事実のあった日の翌日から起算して10日以内	被保険者資格喪失届	事実があった日から5日以内
事業主事業所各種変更届	変更があった日の翌日から起算して10日以内	事業主の変更の届出	5日以内
労働保険概算・増加概算・確定保険料一般拠出金申告書	毎年7月10日（第1期）	被保険者報酬月額算定基礎届	毎年7月10日
届出先 雇用保険関係：公共職業安定所 労働保険関係：労働基準監督署		届出先 日本年金機構又は健康保険組合	

